



山形県公報

平成30年3月31日(土)

号 外 (5)

目 次

条 例

○山形県県税条例の一部を改正する条例…………… (税 政 課) …… 4

この号で公布された条例のあらまし

◇ 山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第46号) (税政課)

1 事業税

ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものについて、資本金1億円超の普通法人にあっては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、資本金1億円超の普通法人以外の法人にあっては所得割額により、それぞれ課することとした。(第49条第1項第2号関係)

2 不動産取得税

(1) 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後6月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合における当該耐震基準不適合既存住宅の用に供する土地について、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。(改正後の第77条第3項関係)

(2) 次に掲げる特例措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長することとした。(附則第13条の8第1項及び第2項並びに附則第13条の9第1項関係)

イ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置

ロ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置

ハ 認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置

(3) 次に掲げる特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとした。(附則第14条第1項並びに附則第14条の4第1項、第3項及び第4項関係)

イ 住宅及び土地の取得に係る標準税率(本則4パーセント)を3パーセントとする特例措置

ロ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置

(4) 宅地建物取引業者が新築された日から10年以上を経過した既存住宅の敷地の用に供する土地(当該既存住宅とともに取得したものに限る。)を取得し、その取得後2年以内に、当該土地の上にある既存住宅に対し住宅性能向上改修工事を行った後、当該既存住宅のうち一定のもの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該既存住宅のうち一定の

ものをその者の居住の用に供した場合において、当該宅地建物取引業者が取得した当該土地について、その取得が平成31年3月31日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。（改正後の附則第14条の3第6項関係）

3 自動車取得税

(1) 免税点を50万円とする特例措置の適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした。

（附則第15条の2の2の2関係）

(2) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置又は車線逸脱警報装置のいずれか2以上を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日（二に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、取得価額から525万円を控除する特例措置を講ずることとした。（附則第15条の2の2の3第9項関係）

イ 車両総重量が5トン以下の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）であって、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

ロ 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

ハ 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。）であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

ニ 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(3) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずることとした。（附則第15条の2の2の3第10項関係）

(4) バス等及び車両総重量が3.5トンを超え22トン以下のトラックであって、平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあっては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、取得価額から175万円を控除する特

例措置を講ずることとした。（改正後の附則第15条の2の2の3第13項関係）

4 軽油引取税

(1) 次に掲げる軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を平成33年3月31日まで延長することとした。（附則第15条の2の3第1項関係）

イ 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

ロ 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する一定のものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

ハ 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り

ニ 農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り

ホ 木材加工業その他の一定の事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り

(2) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律等に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を平成33年3月31日まで延長することとした。（附則第15条の2の3第4項関係）

(3) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を平成33年3月31日まで延長することとした。（附則第15条の2の3第5項関係）

5 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第46号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第49条第1項中「よつて」を「より」に改め、同項第2号中「、保険業」を「（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）、保険業」に改める。

第70条の2第1項中「1戸につき1,200万円」を「1戸」に、「につき1,200万円」を「) について1,200万円」に改め、同条第2項中「あつては」を「は」に、「前項」を「、前項」に改め、同条第3項中「。第80条の2第1項」を「。第77条第3項」に、「及び第80条の2第1項」を「及び第3項」に、「につき」を「について」に改め、同条第4項中「場合又は」を「とき、又は」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改める。

第77条第1項中「おいては」を「は」に、「この項及び次項」を「この条」に、「1戸について」を「1戸」に、「について) 」を「) について」に改め、同項第3号中「に係る」を「の用に供する」に改め、同条第2項中「おいては」を「は」に改め、同条第5項第5号中「住宅」を「住宅又は耐震改修」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「おいては」を「は」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 土地の取得が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条から第80条の2までにおいて同じ。）1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

(1) 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第80条の2第1項の規定に該当する場合に限る。）

(2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第80条の2第1項の規定に該当する場合に限る。）

第78条第1項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に、「1年」を「1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第80条の2第1項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては

当該土地の取得の日から6月」に改め、同条第3項中「よつて」を「より」に、「おいては」を「は」に改める。

第79条中「よつて」を「より」に、「若しくは第2項第1号」を「、第2項第1号若しくは第3項」に改める。

第80条第1項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改める。

第80条の2第1項中「（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）」を削る。

附則第13条の8第1項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同条第2項中「同項第1号」を「同項」に、「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「同号」を「第77条第1項第1号」に、「土地の取得の日」を「同日」に、「当該取得の日」を「同日」に、「同項に」を「同号に」に改める。

附則第13条の9第1項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同条第2項中「につき1,200万円」を削る。

附則第14条第1項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第2項中「若しくは第2項」を「から第3項まで」に、「若しくは第4項」を「、第4項若しくは第6項」に改める。

附則第14条の3第2項中「第80条に」を「第80条第1項に」に、「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に、「同項」と、「」を「附則第14条の3第1項」と、「」に、「1年」を「1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第80条の2第1項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月」に、「、当該」を「、当該」に、「当該施設」を「、当該施設」に、「若しくは第2項第1号」を「、第2項第1号若しくは第3項」に改め、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に、「1戸について」を「1戸」に、「ものについて」を「もの」に改め、同条第4項中「この項及び次項」を「この条」に、「ものを」を「もの（以下この項及び第6項において「住宅性能向上改修工事」という。）を」に、「改修工事を」を「住宅性能向上改修工事を」に、「この項に」を「この項及び第6項に」に改め、同条第5項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に、「同項」と、「」を「附則第14条の3第4項」と、「」に、「1年」を「1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第80条の2第1項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月」に、「第80条に」を「第80条第1項に」に、「、当該土地」を「、土地に」に、「当該改修工事対象住宅」を「改修工事対象住宅に」に、「同項」と、同条第2項中」を「附則第14条の3第4項」と、同条第2項中」に、「若しくは第2項第1号」を「、第2項第1号若しくは第3項」に、「改修工事対象住宅の構造及び床面積」と読み替える」を「附則第14条の3第4項に規定する住宅性能向上改修住宅の構造及び床面積」と読み替える」に改め、同条に次の2項を加える。

6 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限り。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令附則第9条の4に規定するもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対

象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

- 7 第78条から第80条までの規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第78条第1項中「土地の取得者」とあるのは「附則第14条の3第4項に規定する宅地建物取引業者」と、「前条第1項第1号、第2項第1号又は第3項」とあるのは「附則第14条の3第6項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第80条の2第1項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」とあるのは「同項に規定する改修工事対象住宅用地（以下この条及び第80条第1項において「改修工事対象住宅用地」という。）の取得の日から2年以内」と、「土地に」とあるのは「改修工事対象住宅用地に」と、「これら」とあるのは「附則第14条の3第6項」と、同条第2項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、同項第5号中「住宅の着工及び完成の予定年月日」とあるのは「施行令附則第9条の3第1項に規定する改修工事の着工及び完了の予定年月日」と、同項第6号中「住宅の床面積」とあるのは「法附則第11条の4第4項に規定する改修工事対象住宅の床面積」と、第79条中「第77条第1項第1号、第2項第1号若しくは第3項」とあるのは「附則第14条の3第6項」と、第80条第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第77条第1項第1号、第2項第1号又は第3項」とあるのは「附則第14条の3第6項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、同項第5号中「住宅の着工及び完成の年月日」とあるのは「施行令附則第9条の3第1項に規定する改修工事の着工及び完了の年月日」と、同項第7号中「住宅の床面積」とあるのは「附則第14条の3第6項に規定する特定住宅性能向上改修住宅の床面積」と読み替えるものとする。

附則第14条の4第1項中「よつて」を「より」に、「」をいう」を「」をいう。第3項において同じ」に、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第2項中「又は第2項」を「から第3項まで及び前条第6項」に改め、「不動産取得税の課税標準となるべき」を削り、同条第3項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に、「あつては」を「は」に、「よつて」を「より」に、「に第1項に規定する」を「に」に改め、同条第4項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に、「よつて」を「より」に、「あつては」を「は」に改める。

附則第15条の2の2第2項から第8項までの規定中「第12項まで」を「第13項まで」に改める。

附則第15条の2の2の2中「平成30年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第15条の2の2の3第9項中「装置（以下この項から第11項まで）」を「装置（以下この項から第12項まで）」に、「並びに衝突」を「、衝突」に、「を備える」を「又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備える」に、「第3号」を「第4号」に改め、同項第3号中「及び同条」を「、同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「附則第4条の6の2第12項」を「附則第4条の6の2第13項」に、「第11項」を「第13項」に、「及び同条」を「、同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「乗用車（施行規則附則第4条の6の2第8項に規定するものに限る。）又はバス（同条第9項に規定するものに限る。）」（第11項

及び第12項において「バス等」という。)を「バス等」に、「車両安定性制御装置に係る保安上又は」を「車両安定性制御装置に係る保安上若しくは」に、「附則第4条の6の2第10項に規定するもの（以下この項から第11項まで）を「附則第4条の6の2第12項に規定するもの（以下この項から第12項まで）に、「及び同法」を「、同法」に、「保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第11項に規定するもの（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」を「保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 車両総重量が5トン以下の乗用車（施行規則附則第4条の6の2第8項に規定するものに限る。）又はバス（同条第9項に規定するものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第10項に規定するもの（以下この項から第12項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第11項に規定するもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

附則第15条の2の2の3第10項を次のように改める。

- 10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第14項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

附則第15条の2の2の3第13項中「附則第4条の6の2第17項及び第18項」を「附則第4条の6の2第18項及び第19項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「車両総重量が12トンを超えるバス等」を「バス等及び車両総重量が3.5トンを超え22トン以下のトラック」に、「車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第15項に規定するもの」を「車線逸脱警報装置に係る保安基準」に、「同条第16項」を「施行規則附則第4条の6の2第17項」に、「まで」を「（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあつては、平成30年10月31日）まで」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第4条の6の2第14項」を「附則第4条の6の2第16項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

- 11 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第15項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年10月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

附則第15条の2の3第1項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第2項中「よつて」を「より」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

2 改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）第49条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

4 新条例附則第15条の2の2の3第9項から第11項まで及び第13項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。